

鹿沼市広告入り窓口用封筒無償提供に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民等が利用する窓口用封筒の無償提供に関して、必要な事項を定めるものとする。

(広告を掲載する封筒の仕様、設置場所及び期間)

第2条 広告を掲載する封筒の仕様、設置場所、設置期間等は、鹿沼市広告入り窓口用封筒無償提供者募集要項（以下「募集要項」という。）で別に定めるものとする。

(広告入り窓口用封筒無償提供者の募集方法)

第3条 市長は、市ホームページ、広報紙等で広告入り窓口用封筒の無償提供する者（以下「無償提供者」という。）を募集するものとする。

2 募集期間及び提出書類その他募集に必要な事項は、募集要項に定めるものとする。

(広告入り窓口用封筒の無償提供者の申込み)

第4条 広告入り窓口用封筒を無償提供しようとする者は、募集要項に基づき、鹿沼市広告入り窓口用封筒無償提供申込書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(無償提供者の決定等)

第5条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、提案内容、業務実績、信頼性等を総合的に判断し、無償提供者を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により無償提供者を決定したときは、応募者に対し、その結果を鹿沼市広告入り窓口用封筒無償提供者選定結果通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(協定書の締結)

第6条 市長は、前条第1項の規定により決定した無償提供者と、広告入り窓口用封筒の広告内容及び無償提供の手続等に関し協定書を取り交わすものとする。

(広告掲載の範囲)

第7条 窓口用封筒に掲載する広告（以下「広告」という。）は、鹿沼市広告事業実施要綱第3条各号に掲げるもののほか、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の公共性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又はこれに類するもののうち青少年の健全な育成を阻害すると認められるもの
- (3) 意見広告、個人的宣伝又は人材募集に類するもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、窓口用封筒に掲載する広告として市長が不適当と認めるもの

(注意事項)

第8条 無償提供者は、広告主の募集に当たり自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けないように配慮しなければ

ならない。

2 無償提供者は、広告主、広告内容、色、形状等の仕様について、あらかじめ市長の承諾を受けなければならない。

3 無償提供者は、広告入り窓口用封筒の数量並びに納品の時期及び場所について、市長の指示に従わなければならない。

(無償提供者の義務)

第9条 無償提供者は、窓口用封筒の内容に関し、苦情、被害救済、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれらを解決しなければならない。

2 無償提供者は、広告及び広告主に問題が発生したときは、速やかに市長に報告し、当該窓口用封筒を回収し、これに代わる窓口用封筒を提供するものとする。

3 無償提供者は、広告主の取りまとめができなかった場合においても、自らの責任において窓口用封筒を提供するものとする。

(広告入り窓口用封筒の使用の中止)

第10条 市長は、市民等に広告入り窓口用封筒を提供することが適当でないと認めたときは、窓口用封筒の提供を中止するものとする。この場合において、無償提供者は、広告入り窓口用封筒を回収の上、これに代わる封筒を提供するものとする。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、広告入り窓口用封筒の作製及び無償提供に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月15日から適用する。